登園許可証（医療機関が記入）

医師が記入した登園許可証が必要な感染症

○印	病　　名	登校・登園・登室停止期間
1	麻しん（はしか）	解熱後、3 日を経過するまで
2	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
3	水痘（水ぼうそう）・帯状疱疹（※①）	すべての発しんがかさぶたになるまで
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日(乳児から幼児については３日※②)を経過するまで
6	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること
7	百　日　咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
8	結　　核	感染の恐れがなくなるまで
9	咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消失した後 2 日を経過するまで
10	流行性角結膜炎（はやり目）	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
11	急性出血性結膜炎	医師の判断がでるまで
12	腸管出血性大腸菌感染症（Ｏ－１５７）	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
13	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで

※① 第 2 種感染症の対象ではない。

※② 乳児から幼児については、ウイルス排泄が長期に及ぶため「解熱した後 3 日を経過するまで」とする。

(提出先)　ナサの森保育園

園児氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出席停止期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

年　　月　　日から登園してもよいことを証明します

医療機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　医師名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印